

中央区障害者計画・ 第6期中央区障害福祉計画・ 第2期中央区障害児福祉計画

～だれもが個性豊かに輝き 共に暮らせるまち 中央区～

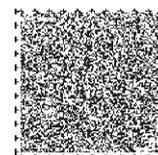


令和3（2021）年3月



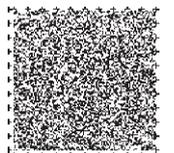
中央区

このマークは、視覚に障害のある方のための音声コード（Uni-Voice）です。専用の読上装置やスマートフォンアプリなどで読み取ると、記載内容を音声で聞くことができます。

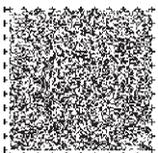


目次

第1部 計画の概要	1
第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 国や東京都の動向	5
3 計画の位置付け	8
4 計画期間	9
5 計画の策定体制	10
第2章 障害福祉に関わる中央区の現状	12
1 人口の推移と推計	12
2 障害者（児）等の現状	14
3 障害児を取り巻く現状	22
4 中央区の障害福祉関連施設の分布	27
5 中央区障害者（児）実態調査の概要	29
第3章 第5期中央区障害福祉計画・第1期中央区障害児福祉計画の取組状況	48
1 施策の方向性の取組状況	48
2 成果目標の取組状況	55
第4章 計画策定にあたっての課題	62
1 地域で暮らし続けるために必要なこと	62
2 障害者の活躍や育ちを支えるために必要なこと	66
3 だれもが共に暮らすために必要なこと	68
第2部 施策の方向性（中央区障害者計画）	71
第1章 計画の基本理念と施策体系	73
1 計画の基本的考え方	73
2 施策体系	74
第2章 施策の方向性	76
施策の方向性1 地域で暮らし続けるための仕組みづくり	76
施策1 相談支援体制の充実	77
施策2 生活を支えるサービス等の充実	79
施策3 育ちを支えるサービス等の充実	81
施策4 安心して住み続けるための支援の充実	83
施策5 サービスの質の確保・向上	85

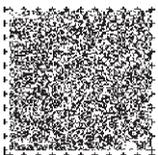
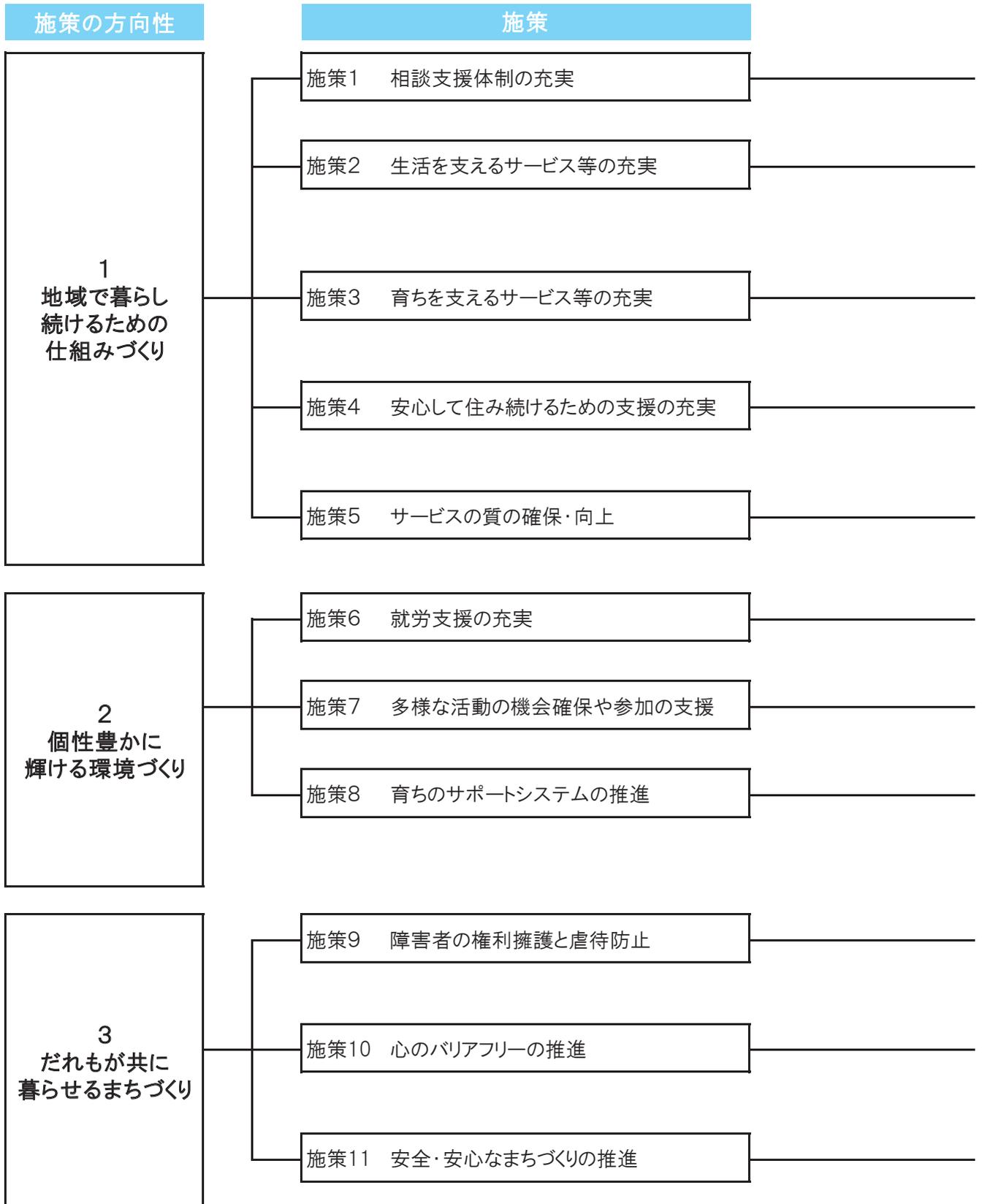


施策の方向性2 個性豊かに輝ける環境づくり	86
施策6 就労支援の充実	87
施策7 多様な活動の機会確保や参加の支援	89
施策8 育ちのサポートシステムの推進	90
施策の方向性3 だれもが共に暮らせるまちづくり	93
施策9 障害者の権利擁護と虐待防止	94
施策10 心のバリアフリーの推進	97
施策11 安全・安心なまちづくりの推進	99
第3部 障害福祉サービス等の提供体制の確保	
(第6期中央区障害福祉計画・第2期中央区障害児福祉計画)	101
第1章 成果目標	103
1 第6期中央区障害福祉計画・第2期中央区障害児福祉計画の成果目標	103
第2章 活動指標	109
1 活動指標の設定	109
第3章 サービス見込量および確保のための方策	113
1 サービス見込量の基本的考え方	113
2 サービスの全体像	114
3 障害福祉サービスおよび障害児福祉サービスの一覧	115
4 障害福祉サービスの実績と見込量の設定	116
5 障害児福祉サービスの実績と見込量の設定	128
6 地域生活支援事業の一覧	132
7 地域生活支援事業の実績と見込量の設定	133
第4部 計画の円滑な推進	147
1 地域や関係機関との連携強化	149
2 計画の進行管理	150
付録 資料編	151
1 中央区自立支援協議会	153
2 用語集	157



2

施策体系



主な取組

- (1) 相談支援の利用促進
- (2) 基幹相談支援センターの機能の充実
- (3) 相談支援包括化のための多機関連携強化

- (1) 在宅サービス等の情報提供の充実
- (2) 自立生活を支援するサービスの充実
- (3) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用促進
- (4) 障害者の通所事業の充実
- (5) 高次脳機能障害者の支援事業の充実

- (1) 障害児通所支援の充実
- (2) 重症心身障害児の支援
- (3) 医療的ケア児等支援のための関係機関の連携
- (4) 医療的ケア児等の早期把握と成長に合わせた支援

- (1) 地域生活支援拠点の充実
- (2) 居住支援体制の充実
- (3) グループホームの充実
- (4) 精神障害者支援のための関係機関の連携

- (1) サービス事業者の支援・指導の強化
- (2) 第三者評価、指定管理者評価等によるサービスの質の向上
- (3) サービス提供事業者間ネットワークの構築・支援

- (1) 一般就労への移行の促進
- (2) 就労定着支援の推進
- (3) 障害者優先調達推進

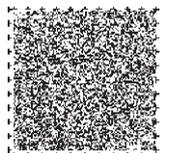
- (1) 障害者の生涯学習活動の推進
- (2) 利用しやすい図書館の整備
- (3) 障害者のスポーツ活動の推進

- (1) 子ども発達支援センターを中心とした支援体制の確立
- (2) 発達支援に携わる職員のスキルアップ
- (3) 個別の教育支援計画・「育ちのサポートカルテ」を活用した切れ目のない支援
- (4) 早期発見・早期支援の充実
- (5) 発達障害に対する理解の促進

- (1) 権利擁護支援事業の推進
- (2) 成年後見制度の利用促進
- (3) 地域連携ネットワークの構築
- (4) 障害者虐待防止の推進

- (1) 障害者差別解消の推進
- (2) 障害と障害者の理解のための意識啓発
- (3) 「健康福祉まつり」等による地域交流の促進
- (4) 障害者福祉団体との連携

- (1) 災害時の支援体制の充実
- (2) 情報バリアフリーの強化
- (3) 人にやさしい空間づくり



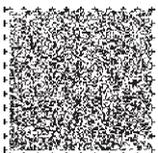
施策 9 障害者の権利擁護と虐待防止

判断能力に不安を抱える障害者等の高齢化や親亡き後を見据え、権利や財産を将来にわたって守り地域で安心して生活を続けられるように、区と中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぴ中央」が連携して、権利擁護支援事業や成年後見制度の利用促進を図ります。

また、「虐待通報・相談窓口」の周知を図るとともに、区民・事業者などへ虐待防止の重要性についての普及啓発に取り組み、障害者の虐待防止を推進します。

<主な取組>

	取組名	取組内容
(1)	権利擁護支援事業の推進	成年後見支援センター「すてっぴ中央」において、権利擁護支援事業に係る情報提供、相談への対応、利用の手続、利用料支払の援助などのサービスを提供します。
(2)	成年後見制度の利用促進	区と成年後見支援センター「すてっぴ中央」が連携し、成年後見制度の普及啓発、適時・適切な成年後見制度の利用促進、法人後見の実施検討などを行います。
(3)	地域連携ネットワークの構築	法律・福祉の専門職団体、関係機関などが連携して本人や後見人などを支えるチームに対して必要な支援ができる体制を強化するため、地域連携ネットワークを構築します。
(4)	障害者虐待防止の推進	障害者福祉課が中心となり、虐待通報・相談窓口専用電話で24時間365日の通報・相談対応を行うとともに、保健・医療・福祉・警察などの関係機関が連携を図りながら、虐待防止、早期発見、発生時の適切な対応などの総合的取組を推進します。 また、虐待防止の重要性について広報紙やホームページ、パンフレットなどによる普及啓発を通じて、幅広く区民・事業者などの理解を促進します。



■ 成年後見制度について ■

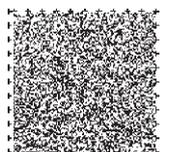
成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分のため、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだりすることが難しい人を後見人等が代理し、財産を管理したり必要な契約を締結したりして本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度は、大きく分けると「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

法定後見制度は、既に判断能力が不十分となっているときに、家庭裁判所に申立てをすることにより、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人が、本人を代理して財産や権利を守り、本人を保護・支援する制度です。法定後見は、判断能力の程度など本人の事情に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれています。

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を結んでおく制度です。

	後 見	保 佐	補 助
対象者	判断能力が全くない人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
申立てができる者	本人、配偶者、4親等内の親族、区市町村長等		
同意又は取り消すことができる行為	原則として全ての法律行為 (日常生活に関する行為を除く。)	借金、相続の承認など民法第13条第1項に規定する行為のほか、裁判所が定める行為 (日常生活に関する行為を除く。)	申立てにより裁判所が定める行為 (民法第13条第1項に規定する行為の一部に限る。日常生活に関する行為を除く。)
代理することができる行為	原則として全ての法律行為	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為



■ 【参考】中央区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針(抜粋) ■

令和2(2020)年2月から、学識経験者、医師、弁護士、相談支援機関、民生・児童委員等で構成される「中央区成年後見制度利用促進検討委員会」を設置し、成年後見制度利用促進計画の策定に向けた施策の方向性や取組等について検討を行い、「成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針」をまとめました。

方針では、「中央区成年後見制度利用促進計画」は障害者計画等に包含するものと位置付けるとともに、当該計画に盛り込むべき施策の体系を次のとおりまとめました。

目指す姿

誰もが住み慣れた地域の中で家族や地域の人々に支えられながら、成年後見制度の適切な利用により本人の意思が最大限尊重され、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができています。

